## 様式第三(第3条第3項関係)

#### 特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

- 認定をした年月日
  平成26年9月1日
- 2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称 京都大学イノベーションキャピタル株式会社 発起人 国立大学法人京都大学 (学長 松本 紘)
- 3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容
- (1) 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

名 称 京都大学イノベーションキャピタル株式会社

所在地 京都市左京区吉田本町 36—1

代表者 樋口 修司

出資者 国立大学法人京都大学(議決権割合 100%)

役職員の構成 取締役7名(うち京都大学役職員以外の社外取締役5名)、支援・

投資委員会7名(うち京都大学役職員以外の社外取締役5名)

組織図 添付資料のとおり

- (2) 特定研究成果活用支援事業の内容
  - ①特定研究成果活用支援事業の概要

京都大学は、工学、農学、理学、医学、薬学、再生医療等多くの最先端分野における基礎研究成果を社会に技術移転を行ってきており、その知財収入額及び共同研究受入額は2011年度以降わが国で最も多い大学である(文部科学省「平成24年度大学等における産学連携等実施状況について」より)。京都大学イノベーションキャピタル株式会社は、京都大学の傘下で特定研究成果活用支援事業(以下「本事業」)に取り組むべく設立され、京都大学に属する研究者による知(研究成果・技術等を含む。以下同様)を事業化することを目的として、既に設立された、またはこれから設立される企業(共同研究企業からのカーブアウトを含む)への出資その他の支援を行う。

# ②特定研究成果活用支援事業の内容

支援対象となる事業者(以下「対象事業者」)に対して実施する予定の助言、資金供給その他の支援の内容は以下のとおりである。

### 【助言・支援】

社外取締役派遣等による経営全般に関する指導

民間企業等との協働の推進

会計(財務会計・管理会計)、税務、法務等、企業経営をするために必要な指導 民間からのリスクマネー調達支援

#### 【資金供給】

投資事業有限責任組合を通じて、事業化計画に基づいたマイルストーン投資を行う。このことにより事業化において資金調達に経営チームのリソースが割かれることを極力回避し、また事業化のサポートを行う民間企業の支援対象事業者の資金繰りに関する不安を取り除くとともに、シード・アーリーステージでの投資を行うことによるファンドのリスクを極力低減する。

## ③対象事業者の基準

- (ア)京都大学における知を活用して新たな需要や市場といった社会的価値を創出する ことが期待されるものであること。
- (イ)我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。
- (ウ)京都大学における知の活用と京都大学の学術研究の進展に資するものであること。
- (エ)国民経済における生産性の向上その他の社会的ニーズに対応したものであり、かつ、 新たな付加価値が創出されることが期待されるものであること。
- (オ)支援決定を行ってから5年~10年程度で事業化が見込まれ、その後京都大学イノベーションキャピタル株式会社の運営するファンドの存続期間内に、京都大学イノベーションキャピタル株式会社が保有する対象事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるものであること。
- (カ)対象事業者に対して、京都大学イノベーションキャピタル株式会社と協調して民間 事業者等からの出融資による資金供給が行われること等により、対象事業者の行 う研究成果の事業化に資する民間事業者等とのコラボレーションが見込まれるこ と。

#### ④支援内容の基準

- (ア)政策目的を踏まえ、適切な分散投資を行うものであること。
- (イ)民間のベンチャーキャピタルの業界慣行を不当に無視した条件で投資を行うなど して民業を妨げることなく、さらに民間のベンチャーキャピタルが投資できない ステージにおいて単独で投資する際も以後のステージで民間のベンチャーキャピ タルから投資を受けやすい投資スキームで投資を行うこと。
- (ウ)事業化に向けた計画を策定し、いつ何が達成されるべきか(以下「事業化計画」という。)について支援対象者との間で認識を共有すること。

- (エ)事業化計画に基づいてマイルストーンを設定し、民間からリスクマネーの調達が可能になるステージを加味して、マイルストーン達成時に支援を行う額について支援対象者と合意すること。
- (オ)対象事業者に対する支援の計画を株式の処分の適切な時期等を含めて十分に検討すると共に、支援の実施の決定後にあっては、積極的な経営又は技術の指導を実施することにより、対象事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであること。
- (カ)対象事業者に対する支援が、主として京都大学イノベーションキャピタル株式会社 の運営するファンドを通じて直接行うものであること。なお、他者の運営するファンドへ出資を行うのは、特定の対象事業者に対してのみ投資を行うことを目的 とするファンドに対して出資を行う場合に限る。
- (キ)前号に定める特定の対象事業者に対してのみ投資を行うことを目的として他者の 運営するファンドへ出資する場合にあっては、当該ファンドが政策目的を踏まえ て適切に投資を行うことを契約等により担保するとともに、必要があると認める ときは説明を求めること等による適切にフォローアップを行うものであること。
- (ク)対象事業者の財務諸表等の指標に基づく基準を設定し、これを継続的に把握すること等により、対象事業者の事業活動について、事業年度ごとにその進捗状況や収益性を適切に評価するものであること。
- (ケ)対象事業者への支援が、京都大学等その他の関係者との適切な役割分担の下で行われるものであること。
- (コ)個人及び対象事業者の関する情報の適正な取扱いに留意しつつ、情報公開を一般 に行うとともに、組合員集会等を通じて京都大学や民間事業者等に必要な説明を 行うことにより、活動の透明性を確保すること。
- (サ) 新しく起業する事業者に支援を行うことができる人材を将来にわたって育成する ものであること。
- (シ)研究者の自主性や京都大学の自主性を尊重するとともに、京都大学が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。
- (ス)中小企業者に対して不当な差別的取り扱いをしないものであること。

## ⑤関係機関との連携

京都大学イノベーションキャピタル株式会社の対象事業者に対する支援の実施状況 等について、国及び京都大学との間で適切に意見交換を行うとともに、大学の外部評価委員会に対して報告することにより、外部評価を受け、大学の指導の下に、業務の改革を図る。これにより、日本型の大学の知を事業化する支援構造の構築を図る。

## ⑥類似の民間事業者等との連携のための情報交換の促進

類似の民間事業者等との協力関係を構築する等の対応策を講じる。具体的対応策については、今後、その内容を具体化し、ファンドの特定研究成果活用支援事業計画の認定の際の申請書に明記する。

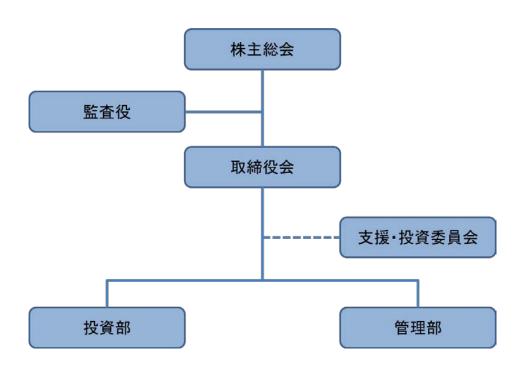
## ⑦収益目標

京都大学イノベーションキャピタル株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限 責任組合(ファンド)の収益は、計画の期間における支援を通じて、当該ファンドが 保有する株式等の処分等を行うことにより得られる総収入額が当該ファンドに対する 各組合員の総支出額を上回るように努めることとする。

### 4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期

法人設立の日の翌日から(但し、資金供給等については、今後予定している投資事業 有限責任組合組成の日の翌日から。)。

# 組織図



・役職員の業績評価の基準、報酬の水準は以下のとおり。

役職員の業績評価の基準 役員:京都大学イノベーションキャピタル株式会社の業績

職員:投資実績、ハンズオン実績、売却実績、事務処理の正確

性

役職員の報酬の水準類似の民間事業者の慣行を踏まえた報酬水準とする。